

要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物となる組積造の塀)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【福生市】

No.	塀が属する建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果	安全性の評価※3 (Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※4		備考 ※5
								内容	実施時期	
1	三ツ輪産業株式会社多摩営業所	福生市大字 熊川1598-5	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	(14)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準	耐震診断基準に適合しない	Ⅱ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。また、通行障害建築物となる組積造の塀についてはⅡ又はⅢのいずれかで評価している。

※4 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※5 所有者が耐震改修実施済みであることを公表を希望する場合、備考欄に記載している。